

八戸市子ども・子育て会議条例の一部改正（案）について

1 改正の理由

八戸市子ども・子育て会議は、児童福祉法第 8 条に規定する市町村児童福祉審議会の機能を有していることから、中核市移行に伴い、当会議に、都道府県児童福祉審議会の所管事項の一部が移譲される。

そのため、当会議において、当該所管事項を明文化するとともに、新たな審議案件に対応するため、委員定数の拡大を行うもの。

2 改正の概要

(1) 職務（第 2 条関係）

移譲に伴い追加となる主な所管事項については、次のとおりであり、この内容を踏まえ、当会議の職務を明文化するもの。

- ① 保育所の認可、設備・運営を向上させるための勧告、事業停止命令への意見
- ② 幼保連携型認定こども園の認可、事業停止・施設閉鎖命令、認可取消への意見
- ③ 認可外保育施設の事業停止・施設閉鎖命令への意見
- ④ 児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対する必要な勧告
- ⑤ 設備・運営が基準に達せず、かつ児童福祉に著しく有害であると認められる児童福祉施設（助産施設・母子生活支援施設）の設置者に対する事業停止命令への意見
- ⑥ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付停止への意見

(2) 組織（第 3 条関係）

委員定数を次のとおり拡充する。

改正前	改正後（案）
子ども・子育て会議は、委員 <u>18 人</u> 以内で組織する。	子ども・子育て会議は、委員 <u>20 人</u> 以内で組織する。

※「八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱」第 4 条で「委員数は 20 名以内とし、必要最小限にする。」と定められている。

3 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日